

## 第3期中期目標（案）について第1回評価委員会が出た意見に対する回答

評価委員のご意見	県の考え方	法人意見
助産師養成数10名は目標数値として適正か	<p>三重県の人口10万人あたりの助産師数は、近年43～47位を推移しており、他県と比較して非常に少ない状況といえます。このような状況の中、県立看護大学が文部科学省へ報告している助産師養成可能人数が10名となっているため、県としては可能と報告されている10名分については、養成を目指していただきたいという主旨です。</p> <p>なお、養成可能人数を減らしたいとする場合、「三重県看護職員確保対策検討会」及び「助産師養成確保に関する懇話会」において、有識者の意見を踏まえたうえで検討していく事項となり、本委員会の意見だけでは判断が難しいものと思われま。これら助産師確保に関する直接の関係者との調整を経て、定員の減が認められた場合、中期目標についてもその定員に合わせた形で調整する必要性が生じると思いますが、現状は当初案のまま10名とさせていただきますと考えております。</p>	<p>本学では、三重県立看護大学履修規程第3条の3に「助産師国家試験の受験資格を得ようとする者は、助産論Ⅰ、助産論Ⅱ、助産論Ⅲ及び助産学実習を履修しなければならない」と規定されており、自由科目*である助産関連科目4科目（14単位）を履修することで助産師国家試験受験資格を得ることができます。助産師国家試験合格者数10名という数値はあくまでも第二期中期目標の目標値であり、定員が設けられているわけではありません。そのため、文部科学省には助産師国家試験受験資格取得可能人数（養成可能人数）を10名と報告しております。</p> <p>*自由科目とは学生の自主的勉強意欲を増進するためにもうけたものであり、卒業所要単位には含まれない自由に選択できる科目です。</p> <p>今後、「三重県看護職員確保対策検討会」及び「助産師養成確保に関する懇話会」において、有識者の皆様のご意見をふまえた検討を要する事項と認識しておりますが、本学では助産師養成に係る定員枠はありませんので、第三期中期目標期間における助産師国家試験受験資格取得可能人数（養成可能人数）を考慮し、助産師国家試験合格者数を「5名以上」としたい理由を別紙にお示ししました。</p> <p>〔補足資料〕 ・第3期中期目標：助産師養成数の希望</p>
社会貢献における参加者数という数値設定について再考が必要	<p>新しい生活様式に応じた新たな方法を検討する必要性がある一方、これまで重点的に実施してきた公開講座等の社会貢献活動についても引き続き充実を図っていただきたいと考えており、参加者数ではなく、実施回数を目標値として設定することに変更しました。</p> <p>数値自体は、これまでの平均から設定しておりますが、新たな方法を取り入れながら維持していただきたいという主旨です。</p> <p>※別紙1参照</p>	
県内就職率55%は目標数値として適正か	<p>入試改革の成果が第3期中期目標期間中において反映される見込みであり、県内就職率55%は、適切な数値設定であると考えております。</p> <p>※別紙2参照</p>	
社会貢献の目標は、県内就職率向上にリンクする項目を設定すべきではないか	<p>社会貢献活動の中で、県内就職率の向上に資するものは、県内病院の質向上の取組であると考えております。</p> <p>今回、昨年度の議論も踏まえ、よりこの点を重視するため社会貢献活動において、「看護職者に向けた取組に関する目標」という項目を設定しました。</p> <p>数値目標として、現在の案では、看護職者向けの専門講座の開催数としておりますが、現役の看護職者の資質の向上は、いずれ医療機関全体としての質向上につながり、ひいてはその魅力の向上の一助にもなるものと考えており、県内就職率の向上にもリンクするものと考えております。</p>	
受検手数料を目標項目から除外することの影響は。法人努力で増減させられるものではないのか	<p>ご意見いただいた内容について、県として再考いたしました。</p> <p>県からは大学に運営費交付金を交付しており、自己収入の確保の状況は、最終的に県財政にも影響を与えるものとなっております。このことについて、県財政課の意見をふまえた回答は以下のとおりです。</p> <p>定員が決まっている授業料や入学金とは異なり、入学検定料は、増減が発生するものであるからそれと同列ではないと考えます。</p> <p>仮に、受検手数料が目標から除外されても、教育的な指標として一定管理されるものであり、顕著に自己収入額が下がるというものではないとは思いますが、多少なりとも自己収入の変動に影響するのであれば、運営費交付金の関係上、消極的に見える今回の修正を認めることは容易ではないと思えます。</p> <p>完全に除外するのではなく、18歳以下の人口等が減少していく等の外的要因に左右され、今後現状の維持が難しいということであれば、その影響をふまえて現実的な数値を設定するという方法もあると考えます。</p>	<p>本県における18歳人口は、高等学校の卒業生数の見込みから、今後大幅に減少していくことが予測されています。また、大学進学率の頭打ちに加え、看護系大学や学部・学科の新設が続いており、大学間の競争が一層厳しくなっています。</p> <p>こうした中、優秀な学生を確保し、本県の保健・医療・福祉の向上に貢献していくためには、教育の質の維持・向上が重要であり、大学として自己収入の確保や経営の効率化等に取り組み、教育研究活動の充実を図っているところ です。</p> <p>大学を取り巻く環境を考えますと、受検手数料を目標に含めることは、現状よりもさらに多くの受験生を確保することが必要となることから、今後受験生の数が大幅に減少していくことが見込まれる中、目標の対象から外していただくことが適切であると考えます。</p>
内部統制と内部監査がバラバラの項目に位置付けられているが、整理が必要ではないか	<p>ご指摘いただいたとおり、内部監査と内部統制は、表裏一体のものであると思っておりますので、現在、「Ⅶの質保証」に位置付けている内部監査の内容を、現在内部統制が位置付けられている「Ⅴ的確な業務運営」に整理し直し、統一をしたいと考えております。</p>	<p>適切な大学運営のため、大学としてガバナンスの強化や内部統制の整備に取り組んできました。また、大学の取り組みを点検・評価するため、監事監査、会計監査人監査、内部監査を計画的かつ定期的に実施しています。内部統制については、同システムが有効に機能していることを監視、評価するための手段の一つとして、監事監査及び内部監査の実施を規定しています。</p> <p>一方、大学の教育・研究等の活動の有効性・効率性を追求し、教育の質保証を確保するため、自己点検評価委員会を設け、中期計画等に基づく実績等を自ら点検・評価し、改善に取り組んでいます。</p> <p>こうした中、内部監査については、経営に関わるプロセスのみならず、大学の教育・研究活動に関わるプロセスも対象としており、第三期中期目標において「大学教育の質保証」を掲げたことから、本項目に「内部監査の実施」を位置付け、自己点検・評価とともに、内部監査による評価、改善活動とリンクさせながら、教育・研究活動における有効性・効率性を、大学の各業務で常に意識し、取り組んでいきたいと考えています。</p>